

「トリグリティー」及び「ミドルケア粉末スティック」 に係る食品健康影響評価について

1 経緯

「トリグリティー」及び「ミドルケア粉末スティック」については、平成20年6月23日付けで、モノグルコシルヘスペリジンに関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会において、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会における審議結果をもって、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したものとみなすこととされたことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2 評価依頼製品の概要

（1）製品

- ① 商品名：「トリグリティー」、「ミドルケア粉末スティック」
(商品名のみが異なる)
- ② 食品の種類：粉末飲料
- ③ 関与成分：モノグルコシルヘスペリジン（340mg）
- ④ 一日摂取目安量：1包（4g）
- ⑤ 特定の保健の用途：血中中性脂肪が高めの方に適する

（2）関与成分

モノグルコシルヘスペリジンとは、柑橘類に多く含まれるフラボノイド配糖体であるヘスペリジンの水溶性を高めたものである。

（3）作用機序

*in vitro*における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、膵リパーゼの活性阻害による脂質の消化吸収抑制、並びに、脂肪酸合成酵素（FAS）の発現の抑制及び脂肪酸 β -酸化系の亢進によるものであると考えられた。

（4）有効性

血清トリグリセライドがやや高めの成人男女85名を対象に本品を12週間摂取した無作為化二重盲検平行群間比較試験において、血清トリグリセライドが初期値より有意に低下し、プラセボ摂取群との群間比較でも初期値からの変化量に有意差が認められた。

3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。